

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起算の翌日)  
(当日起算の翌日)

## 鳥取県告示第千四十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 告 示

目 次

#### 保険医等の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

土地改良事業の認可

基本測量の終了

教育委員会の招集

遊技機の型式の認定

◆正誤 昭和六十一年十月鳥取県告示第八百四十八号中訂正

### 鳥取県告示第千五十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
白石恵子	鳥医第六一一号	昭和六十一年十一月二十日
岸本洋輔	鳥医第三、四九六号	"
藤原通博	鳥医第三、四九七号	"

次のとおり告示する。

昭和六十一年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
灘尾歯科医院	米子市角盤町一丁目四二一	昭和六十一年十月二十九日

### 鳥取県告示第千五十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の年月日
灘尾歯科医院	米子市角盤町一丁目四二一	全国	昭和六十一年十
		月二十九日	

### 鳥取県告示第千五十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
上 田 かおる	鳥国医第三、四七八号	昭和六十一年十月十五日
中 村 達 彦	鳥国医第三、四八五号	昭和六十一年十月二十一日
深 田 淳 子	鳥国医第三、四九三号	昭和六十一年十一月十四日
零 石 邦 義	鳥国医第三、四九四号	"
白 石 恵 子	鳥国医第三、四九六号	昭和六十一年十一月二十日
藤 原 通 博	鳥国医第三、四九七号	"
岸 本 洋 輔	鳥国医第三、四九六号	"

## 鳥取県告示第千五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治地区農道整備）を昭和六十一年十二月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第千五十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第二十二号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年十二月十九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一日時 昭和六十一年十二月二十三日（火）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

## 三 議題

- 1 昭和六十二年度鳥取県立高等学校募集生徒数について
- 2 その他

## 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第九十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ

- 一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 二 作業地域 西伯郡淀江町、東伯郡大栄町、八頭郡河原町及び若桜町、日野郡日南町並びに岩美郡岩美町
- 三 終了年月日 昭和六十一年十二月五日

り告示する。

昭和六十一年十二月十九日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

正 誤

昭和六十一年十月鳥取県告示第八百四十八号（土地改良区の役員の就退任について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

三 下 十 下大井  
四 上 五 下大井 大井  
六 大井

遊技機の種類	型	式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ピックドンエース		
	ピックドンP五		
	ピックドンP六		
	ピックドンP七		
	デルゾーP一三		
	コスマチヤンピオンP		
	一二		
	サンスカーレットV七		
NEWグランドホール	III		
	スープーラートIII		
A	スープーラートI		
A	スープーラートII		
	サッカー		
	パンドラC		
オーブンスカイ			
スープーフラワー			
パニックダイス			
株式会社三洋物産	奥村遊機株式会社	京楽産業株式会社	株式会社ソフィア